

○熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例〔健康福祉政策課〕

昭和49年3月30日

条例第13号

改正 昭和50年6月26日条例第23号

昭和52年3月29日条例第7号

昭和53年6月30日条例第26号

昭和56年9月24日条例第32号

昭和57年12月28日条例第46号

(題名改称)

昭和62年3月16日条例第11号

平成3年10月7日条例第43号

平成14年9月24日条例第44号

平成20年9月19日条例第83号

平成22年3月8日条例第49号

平成23年9月29日条例第38号

平成31年3月8日条例第32号

令和元年10月2日条例第21号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 災害弔慰金の支給(第3条―第8条)

第3章 災害障害見舞金の支給(第9条―第11条)

第4章 災害援護資金の貸付け(第12条―第15条)

第5章 補則(第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身

体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(昭57条例46・平14条例44・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対して、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(昭57条例46・一部改正)

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡した者の死亡当時において、その者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡した者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹が存するときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時におい

て、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。) に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合においては、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(昭50条例23・平23条例38・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(昭50条例23・全改、昭52条例7・昭53条例26・昭56条例32・昭57条例46・平3条例43・平14条例44・一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(平23条例38・一部改正)

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情がある

ため、市長が支給を不相当と認めた場合

(平14条例44・一部改正)

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(昭57条例46・追加)

(災害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その者（以下「障害者」という。）に対して、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(昭57条例4・追加、平14条例44・一部改正)

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(昭57条例46・追加、平3条例43・平14条例44・一部改正)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭57条例46・追加)

第4章 災害援護資金の貸付け

(昭57条例46・旧第3章繰下)

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(昭57条例46・旧第9条繰下・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失(全壊、全焼及び流失を含む)した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には

「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(規則で定める場合は、5年)とする。

(昭50条例23・昭52条例7・昭53条例26・昭56条例32・一部改正、昭57条例46・旧第10条繰下、昭62条例11・平3条例43・一部改正)

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金の貸付けに係る利率は、次の各号に定めるところによる。

(1) 保証人を立てる場合は、無利子とする。

(2) 保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利

率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(平31条例32・全改)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(昭57条例46・旧第12条繰下・一部改正、平20条例83・平31条例32・令元条例21・一部改正)

第5章 補則

(昭57条例46・旧第4章繰下)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭57条例46・旧第13条繰下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年1月1日から適用する。

(平20条例83・旧附則・一部改正)

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

- 2 下益城郡富合町の編入の日前に旧富合町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20条例83・追加)

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

- 3 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日前に旧城南町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第13号)又は旧鹿本郡植木町の旧災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その

他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平 2 2 条例 4 9 ・ 追加)

附 則 (昭和 5 0 年 6 月 2 6 日 条例 第 2 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 5 2 年 3 月 2 9 日 条例 第 7 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 5 1 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 1 0 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 5 3 年 6 月 3 0 日 条例 第 2 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 5 3 年 1 月 1 4 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 1 0 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 5 6 年 9 月 2 4 日 条例 第 3 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 5 5 年 1 2 月 1 4 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 1 0 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 5 7 年 1 2 月 2 8 日 条例 第 4 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 1 0 条及び第 1 1 条の規定は、昭和 5 7 年 7 月 1 0 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和 6 2 年 3 月 1 6 日 条例 第 1 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 1 3 条の規定は、昭和 6 1 年 7 月 1 0 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成 3 年 1 0 月 7 日 条例 第 4 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) 第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3

日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は同年6月3日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金について、改正後の条例第13条の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

附 則（平成14年9月24日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月19日条例第83号）

- 1 この条例は、平成20年10月6日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付けられた災害援護資金の償還について適用する。

附 則（平成22年3月8日条例第49号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年9月29日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月8日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
 - 3 この条例による改正後の第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に償還される災害援護資金について適用する。

附 則（令和元年10月2日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。